

## 募集要項資料6

### 健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの管理運営に関する 基本協定書（案）

吹田市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、健都レールサイド公園（以下「公園」という。）及び吹田市立健都ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の管理運営に関する基本事項について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例（以下「公園の管理運営条例」という。）第5条及び吹田市立図書館条例（以下「図書館条例」という。）第6条の規定により、乙が指定管理者として行う公園及びライブラリーの管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（管理運営業務の遂行）

第2条 乙は、公園及びライブラリーの設置目的及び乙が行う公園及びライブラリーの管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）及び自主事業の実施に当たって求められる公共性を十分理解したうえで、乙の能力や創意工夫を生かし、利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正かつ確実に業務を遂行しなければならない。

（管理運営を行う施設）

第3条 乙が管理運営を行う施設は、次の施設とする。

- （1）健都レールサイド公園 吹田市片山町一丁目～岸部新町
- （2）吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番31号

（指定の期間等）

第4条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。

- 2 本協定の期間は、協定締結日から指定期間終了日の属する年度の甲の決算の承認の日までとする。
- 3 管理運営業務及び自主事業に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理者の責務）

第5条 乙は、本協定、別に締結する年度協定、甲の制定する条例、規則及び基準、地方自治法その他の関係法令のほか「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める事項並びに募集において乙が提案した内容（別紙 事業概要）に基づき、管理運営業務を信義に従って誠実に履行し、公園及びライブラリーを円滑に運営しなければならない。

- 2 乙は、管理運営業務の継続が困難になったとき又はその恐れが生じたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定管理料）

第6条 指定期間中の管理運営業務に係る指定管理料は、金 626,345,000 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 56,940,454 円）を上限とする。

(年度協定)

第7条 本協定に定めるもののほか、事業年度ごとの事業計画、**指定管理料**の額及び支払方法その他事業年度ごとに必要な事項については、別に締結する年度協定において定める。

(管理運営業務)

第8条 乙は、公園の管理運営条例及び図書館条例、募集要項に定めるところにより、次の各号に掲げる管理運営業務を行うものとする。

(1) 健康増進及び利用促進に関する業務

ア 公園の管理運営条例第3条の規定による事業の実施に関する業務

イ 図書館条例第4条第2項の規定による事業の実施に関する業務

(2) 公園の利用の禁止又は制限に関する業務

吹田市都市公園条例（以下「公園条例」という。）第4条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務

(3) 制限行為の許可に関する業務

ア 公園条例第6条の規定による制限行為の許可に関する業務

(ア) 吹田市都市公園条例施行規則（以下「公園規則」という。）第3条の規定による申請書及び変更の申請書の受理

(イ) 公園規則第4条の規定による許可書及び使用内容変更許可書の交付

イ 公園条例第10条第1項の規定による許可の期間に関する業務

(4) 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務

ア 公園条例第12条第1項の規定による使用料の徴収

公園規則第7条の規定による使用料の算定

イ 公園条例第12条第3項の規定による使用料の減額又は免除（甲の指示に基づき、事務手続のみを行う。）

公園規則第8条の規定による使用料減額・免除申請書の受理

ウ 公園条例第12条第4項の規定による使用料の還付（甲の指示に基づき、事務手続のみを行う。）

公園規則第9条の規定による使用料還付申請書の受理

(5) 監督処分に関する業務

ア 公園条例第15条第1項及び第3項（第2項を除く。）の規定による監督処分に関する業務（制限行為の許可に関することのみ）

イ 公園条例第15条第2項の規定による監督処分に関する業務

ウ 公園条例第11条第2項に規定する届出に関する業務（乙から命ぜられた措置のみ）

公園規則第6条の規定による届出の受理

(6) 施設及び設備の維持管理等に関する業務

ア 公園の管理運営条例第5条第1項第4号の規定による施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

イ 図書館条例第6条第1項第2号の規定による施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(ア) 吹田市立図書館の管理運営に関する規則（以下「図書館の管理規則」という。）第6条第5号の規定による図書館の利用に関する指示

(イ) 図書館の管理規則第7条の規定による損傷等（図書館資料を除く。）の届出に対する指示

(7) その他の業務

ア 公園及びライブラリーの窓口等の運営

(ア) 吹田市立図書館館外貸出規程（以下「貸出規程」という。）第4条の規定による借出カードの交付（甲の指示に基づき、事務手続のみを行う。）

(イ) 貸出規程第11条の規定による届出（第2号に該当する届出を除く。）の受理（甲の指示に基づき、事務手続のみを行う。）

(ウ) 貸出規程第14条の規定による借出カードの再発行（甲の指示に基づき、事務手続のみを行う。）

イ その他公園及びライブラリーの管理運営に関し甲が必要と認める業務

2 前項各号に定める業務の細目は、募集要項及び募集において乙が提案した内容（別紙 事業概要）のとおりとする。

(協定等の適用関係)

第9条 本協定、年度協定及び募集要項の間に矛盾、齟齬があるときは、本協定、年度協定、募集要項の順にその解釈が優先するものとする。

(管理運営業務の範囲外の業務)

第10条 乙は、公園及びライブラリーの目的に合致する範囲内及び法令で定める範囲内で、自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施するときは、事業の内容及び実施方法等について、あらかじめ甲と協議し承認を得るものとする。

(遵守事項)

第11条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、利用者が公園及びライブラリーを使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 乙は、個人情報の保護に関する法律、吹田市情報セキュリティポリシー及び吹田市の保有する個人情報等保護管理要領その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いについては、保有個人情報取扱いに係る特記事項（別記1）を遵守しなければならない。また、その他当該業務を行うに際して知り得た情報についてもこれを適正に管理しなければならない。

(3) 乙は、吹田市情報公開条例の趣旨にのっとり、乙が保有する情報（公園及びライブラリーの管理運営に係るものに限る。）の公開について、甲に協力しなければならない。

(4) 前2号の遵守事項については、指定期間の終了（第31条の規定による指定の取消しを含む。）後、並びに業務従事者が職務を退いた後においても同様とする。

(5) 乙は、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLANに基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制、グリーン購入等、環境に配慮した取組に努めなければならない。

(6) 乙は、管理運営業務に従事させる者に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を実施しなければならない。

(経理)

第12条 乙は、公園及びライブラリーの管理運営業務を行うに当たって、次の各号に掲げる事項に留意して適正に経理を行うものとする。

(1) 公園及びライブラリーの管理運営に関する収支を明らかにするため、公園及びライブラリーの管理に係る独立した会計を設けること。

(2) 管理運営業務と自主事業の会計を明確に区別すること。

(3) 公園及びライブラリーの収支計算、備品の管理及び物品の出納に関する帳簿を作成すること。

2 乙は、事業年度ごとの収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 乙は、公園及びライブラリーに係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が公園及びライブラリーの管理に係る備品を購入する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。また、甲の支出する指定管理料から購入したときは、その備品の所有権は甲に帰属する。

3 乙が公園及びライブラリーの管理に係る備品を廃棄する場合、事前に甲の承認を得なければならない。

4 前項の規定に基づき、当該備品を廃棄する場合、乙は、甲との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

(リスク分担)

第14条 管理運営業務に関するリスク分担(責任分担)については、リスク分担表(別記2)のとおりとする。

2 前項のリスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は同表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定する。

(現状変更等の承認)

第15条 乙は、施設の現状変更その他異例又は重要に属する事項を行うときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(事業計画書等の提出)

第16条 乙は、事業年度開始前の甲の指定する期日までに、次の各号に掲げる内容を記載した年間事業計画書を甲に提出し、協議しなければならない。

(1) 管理運営体制

(2) 管理運営に係る事業計画

(3) 自主事業に係る事業計画

(4) 研修等実施計画

(5) 管理運営に要する経費

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と判断する事項

2 乙は、毎月25日までに翌月に係る次の各号に掲げる内容を記載した月間事業計画書を作成のうえ、甲に提出しなければならない。

(1) 勤務予定表

(2) 管理運営に係る実施計画

(3) 自主事業に係る実施計画

(4) 公園の利用計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と判断する事項

(事業報告書等の提出)

第 17 条 乙は、毎年 4 月 30 日までに前年度に係る次の各号に掲げる内容を記載した年間事業報告書を作成のうえ、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日までの事業報告書を速やかに提出しなければならない。

- (1) 公園及びライブラリーの利用状況
- (2) 利用者ニーズの把握に係る結果
- (3) 管理運営に係る実績
- (4) 自主事業に係る実績
- (5) 収支決算状況
- (6) 研修等の実施状況
- (7) 事業に対する自己評価
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と判断する事項

2 乙は、毎月 10 日までに前月に係る次の各号に掲げる内容を記載した月間事業報告書を作成のうえ、甲に提出しなければならない。

- (1) 公園及びライブラリーの利用状況
- (2) 管理運営に係る実績
- (3) 自主事業に係る実績
- (4) 収支決算状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と判断する事項

3 乙は、その日に行った業務について業務日誌を作成し、毎月 10 日までに前月分をまとめて甲に提出しなければならない。

(経営状況の確認)

第 18 条 甲は、乙の経営の健全性を確認するため、乙に対し、収支計算書等経営状況を説明する書類の提出を求めることができる。

2 甲は、前項の提出書類について疑義があるときは、乙に対し質問を行うことができる。この場合において、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

(実地調査)

第 19 条 甲は、管理運営状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査をし、乙に対して必要な報告又は帳簿、書類等の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による報告及び提出を拒むことができない。

(モニタリング・評価等)

第 19 条の 2 甲は、自ら管理運営状況についてモニタリング・評価を行うものとする。

2 甲は、乙から年間事業報告書の提出があった際には、管理運営状況についてモニタリング・評価を行うものとする。

3 指定期間の 2 年目及び 4 年目に第三者による専門的かつ多様な視点でのモニタリング・評価を行うものとする。

4 乙は、前項までのモニタリング・評価結果を踏まえ、課題解決やサービス向上に努めなければならない。

(指示)

第 20 条 甲は、第 17 条の規定により提出を受けた事業報告書等の確認及び前 2 条までの規定によ



る調査等の結果、乙による管理運営業務が適正に行われていないと認めるときは、乙に対して、必要な指示を行うことができる。

- 2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかにそれに従うものとし、措置した結果を甲に報告するものとする。

#### (違反等の報告)

第 21 条 乙は、この協定、年度協定、条例、規制、関係法令等、募集要項、申請書に記載の遵守すべき内容に違反する等の疑義が生じた場合、速やかに甲へ報告しなければならない。

#### (利用者ニーズの把握)

第 22 条 乙は、管理運営業務のサービス水準向上のため、甲と協議のうえ、利用者へのアンケートや懇談会等の実施により、利用者のニーズや意見、要望等の把握を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により実施した調査の結果について分析及び評価を実施し、年間事業報告書に記載し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、第 1 項の規定により実施した調査により把握した利用者の意見等を業務改善やサービス水準向上に生かすよう努めなければならない。

#### (緊急時の対応等)

第 23 条 乙は、防災、防火、防犯、事故防止等、公園及びライブラリーの利用者の安全確保策を十分に講じなければならない。

- 2 事故や災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。
- 3 災害時等に、甲が避難場所等として施設を使用する必要があると認めるときは、乙は、甲の指示に基づき対応するものとする。
- 4 乙は、ライブラリー閉館後の公園における苦情、便所の故障、災害等に対応できるよう、連絡体制を構築するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、事故等が発生したときは、原因調査に当たらなければならない。

#### (損害賠償)

第 24 条 乙は、施設等の全部又は一部を故意又は過失によってき損し、又は滅失したときは、乙の負担において原状に回復するとともに、これによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

- 2 乙は、管理運営業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲が当該損害を賠償したときは、甲は乙に対し、当該賠償の額を求償するものとする。

#### (管理運営業務の引継ぎ)

第 25 条 乙は、**指定期間**の満了又は第 31 条の規定による指定の取消しに際して、甲又は甲が指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎを誠実に行わなければならない。

#### (行政手続)

第 26 条 乙は、吹田市行政手続条例に基づき、公正かつ透明性をもって申請に対する処分等を行わなければならない。

- 2 乙は、吹田市行政手続条例第 2 条第 5 号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ甲と

協議しなければならない。

- 3 乙は、使用許可等を行う場合は、吹田市行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、施設の窓口において備え付け、その他適当な方法により公にしなければならない。
- 4 乙は、指導、勧告、助言等の行為をする場合は、吹田市行政手続条例の規定に準じた取扱いをしなければならない。

(指定管理者が行う処分)

第27条 乙は、管理運営業務を行うに当たり、前条第1項に規定の処分の通知をしようとするときは、相手方に対し、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示をしなければならない。

この教示の文例は、次のとおりとする。

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、吹田市長（教育委員会）に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吹田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吹田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」

(原状回復の義務)

第28条 乙は、**指定期間**が満了したとき又は第31条第3項の規定によりこの協定が解除されたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

(第三者への委託)

第29条 乙は、原則として**管理運営業務**の全部又は主要な部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、**管理運営業務**の主要な部分を除く部分についてあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、甲に申請しなければならない。なお、**個人情報**を取り扱う再委託については、**保有個人情報取扱いに係る特記事項（別記1）第3条の規定に基づき申請しなければならない。**
- 3 前項の規定による申請を受けた甲は、その承諾の可否を書面により乙に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。**保有個人情報取扱いに係る特記事項（別記1）第3条の規定に基づき適正に取り扱う場合、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。**
- 4 再委託の承諾を得た乙は、再委託先に**管理運営業務**に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、**管理運営業務**に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、甲に提出しなければならない。
- 7 乙は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、

吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第 31 条第 4 号から第 8 号に該当する者を再委託先としてはならない。

- 8 乙が入札参加除外措置を受けている者又は第 31 条第 4 号から第 8 号に該当する者を再委託先としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 10 再委託先が、**管理運営業務**の主要な部分を除く部分について、さらに第三者へ委託（以下「再々委託」という。）することはできない。ただし、合理的な理由がありやむを得ないと甲があらかじめ承諾した場合は、この限りではない。
- 11 乙及び再委託先は、前項の規定により再々委託の承諾を得ようとするときは、再々委託先の名称、再々委託する理由、再々委託して処理する内容並びに再々委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。
- 12 前項の規定による申請を受けた甲は、その承諾の可否を書面により乙及び再々委託先に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾しない理由を具体的に記載するものとする。
- 13 再々委託の承諾を得た乙及び再委託先は、再々委託先の**管理運営業務**に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、**管理運営業務**に係る再々委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 14 乙及び再委託先は、再々委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 15 乙及び再委託先は、再々委託先が吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成 24 年吹田市条例第 50 号）第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、甲に提出しなければならない。
- 16 乙及び再委託先は、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第 31 条第 4 号から第 8 号に該当する者を再々委託先としてはならない。
- 17 乙及び再委託先が入札参加除外措置を受けている者又は第 31 条第 4 号から第 8 号に該当する者を再々委託先としていた場合は、甲は乙及び再委託先に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 18 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙及び再委託先が負うものとする。
- 19 再々委託先が、**管理運営業務**の主要な部分を除く部分について、さらに第三者へ委託することはできない。

#### （権利義務の譲渡等の禁止）

第 30 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

#### （指定の取消し等）

第 31 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて**管理運営業務**の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 本協定又は関係法令等に違反したとき。
- (2) **管理運営業務**の履行に際し不正な行為があったとき。
- (3) **管理運営業務**を履行しないとき又は履行する見込みがないとき若しくは履行する意思がなくなったと認められるとき。
- (4) 役員等（乙の法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。



- (5) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (7) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 第29条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第4号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 乙が、第20条の指示に従わないとき、その他乙による管理を行うことが適当でないと甲が認めるとき。
- (10) 乙が甲に対し第21条の報告を怠ったとき、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- 2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理運営業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に生じた損害、損失及び追加費用について、これらを賠償する責任を負わない。
- 3 甲は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。

（本協定の解除に伴う措置）

- 第32条 乙は、前条第3項の規定により本協定が解除されたときは、違約金として指定が取り消された事業年度における指定管理料（指定期間開始前に本協定を解除した場合は、指定期間の初年度における指定管理料）の100分の5に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。
- 3 乙は、前条第1項の規定により期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の額は、第1項に定める範囲内で甲が定め、乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前条第1項の規定により管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられ、又は同条第3項の規定により本協定が解除された場合において、既に指定管理料の支払いがなされているときは、甲の請求により、指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

（協定の解除等の公表）

- 第33条 甲は、第31条第1項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を指示したときは、乙の商号又は名称、所在地、取り消し等の内容及び理由を公表できるものとする。

（管轄裁判所）

- 第34条 本協定から生ずる一切の法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（重要事項の変更の届出）

- 第35条 乙は、その名称、住所、代表者等の変更があったときは、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(市施策への協力)

第 36 条 乙は、募集要項等の定めに従い、甲が行う施策や事業に協力するものとする。

(避難所の開設)

第 36 条の 2 乙は、吹田市地域防災計画に基づき避難所が開設される場合には、これに協力するものとする。

(仮協定)

第 37 条 本協定は仮協定とし、甲が吹田市議会の議決を経て、乙を公園及びライブラリーの指定管理者として指定することにより、当該指定の日の本協定を内容とする協定が締結されたものとする。

2 吹田市議会の議決が得られないときは、甲は、乙に対して、不指定の通知を行うものとし、当該不指定の通知により、この協定は、無効となる。この場合において、甲乙双方とも相手方に対して損害賠償等の請求は行わないものとする。

(協定の変更)

第 38 条 管理運營業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、本協定を変更することができる。

(信義則)

第 39 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定に定める事項を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 40 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 (2024 年) 月 日

甲 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号  
吹田市  
代表者 吹田市長

乙

## 別記 1

### 保有個人情報取扱いに係る特記事項

#### (個人情報を取扱う際の基本的事項)

- 第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理運営業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。
- 2 乙は、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領及び個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。

#### (収集の制限)

- 第2条 乙は、管理運営業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (第三者への委託)

- 第3条 乙は、管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は管理運営業務の主要な部分を除く一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、管理運営業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

#### (責任体制)

- 第4条 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により甲に通知しなければならない。
- 2 乙及び乙の管理責任者は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

#### (管理状況の調査等)

- 第5条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の事務所に立ち入らせることができる。
- 2 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する管理運営業務の調査等については、乙が再委託した場合も同様とする。
- 4 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて甲に提出しなければならない。

#### (事故の防止及び発生時における責任)

- 第6条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について甲の指示に従わなければならない。指定期間終了後においても同様とする。

- 3 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。
- 4 乙は、漏えい事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

#### (資料等の返還等)

- 第7条 乙は、管理運営業務を処理するために甲から提供され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、指定期間終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
  - 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 4 乙は、第1項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 5 乙は、第1項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

#### (個人情報の管理方法)

- 第8条 乙は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、管理運営業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の保管に当たっては管理運営業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
  - 3 乙は、甲の承諾を得ることなく個人情報を甲の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。
  - 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、管理運営業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複製してはならない。

#### (秘密の保持)

- 第9条 乙は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。指定期間終了後においても同様とする。
- 2 乙は、前項の規定に違反したときは、直ちに甲においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。
  - 3 乙は、管理運営業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて甲に対して提出しなければならない。

#### (教育及び研修)

- 第10条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、管理運営業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、管理運営業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。
- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
  - (2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
  - (3) 個人情報の保護に関する法律

(4) 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領

(5) 吹田市情報セキュリティポリシー

(補則)

第11条 乙は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

2 本特記事項に定める事項（第3条を除く）は、第3条により乙から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。



別記2 リスク分担表（丸印がリスク負担者）

種類	内容	負担者	
		吹田市	指定 管理者
引継ぎ	業務引継ぎコストの負担		○
法令等の変更	法令等の変更に伴う経費の増減	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増減	協議事項	
税制の変更	消費税の税率の変更	○	
	法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○
施設・設備の損傷	施設の管理のうち、以下の業務 補修修繕（1件20万円以上のものに限る）	○	
	事故、災害等による施設の修繕	○	1件20万円未 満のもの及び 額にかかわら ず乙の責めに 帰する場合
事業の中止・延期	施設設置者の責任による利用の遅延・中止	○	
	施設管理者の責任による利用の遅延・中止		○
	乙の事業放棄		○
	法令その他の制度の変更のために市の施設 利用が困難になったことによる中止	○	
公園の使用料	制限行為の許可に係る使用料の徴収・保管		○
物品管理	乙の故意又は過失により破損した貸与物品の 修繕費用		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	